

○群馬県少年指導委員制度の運営に係る留意事項について
(例規通達)

平成18年7月6日

群本例規第31号(少)警察本部長

このたび、別添のとおり群馬県少年指導委員制度の運営に係る留意事項を定め、平成18年5月1日から適用することとしたので、この趣旨に則り、少年指導委員制度の一層の適正かつ効果的な運営に努められたい。

なお、少年指導委員制度の運営について(昭和60年群本例規第8号)は、廃止する。

別添

群馬県少年指導委員制度の運営に係る留意事項

第1 委嘱（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第38条第1項・少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第2条・第3条関係）

1 活動区域（規則第2条第1項）

少年指導委員の活動区域は、住居地又は勤務地を管轄する警察署の管内とする。ただし、主に風俗営業及び性風俗関連特殊営業等の営業所等が存在する地域を中心として活動するものとする。

2 委嘱人数（法第38条第1項・規則第2条第1項）

少年指導委員の委嘱人数は、少年指導委員制度の趣旨及び当該活動区域の実情を踏まえつつ、少年の健全育成のための活動が適正かつ効果的に実施できるよう配慮して決定するものとする。

3 委嘱要件（法第38条第1項）

(1) 委嘱の考え方

少年指導委員は、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等に関する各種の活動を民間有志者として地域住民と一体となって行うものであり、その趣旨を踏まえ、活動区域を管轄する警察署管内に居住し、又は勤務する者等当該活動区域の実情に精通している者であること。

(2) 法の要件

法第38条第1項各号に規定する少年指導委員の要件については次のとおりであることから、その委嘱に当たってはこれらの点について慎重に審査を行って適任者を選定すること。

ア 人格及び行動について、社会的信望を有すること。

人格識見ともに優れ、行動においても地域住民に信頼のあることをいう。

イ 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。

少年に対する深い理解及び愛情並びに少年の健全な育成に資するための活動に対して旺盛な熱意及び使命感を持つとともに、自主的かつ自発的な活動を可能にするだけの時間的余裕を有することをいう。

ウ 生活が安定していること。

経済的観点からだけでなく、社会的及び家庭的に安定していることをいう。

エ 健康で活動力を有すること。

心身ともに健康であり、その職務を行うことによって、精神的及び肉体的に支障をきたすおそれがないことをいう。

なお、このような要件を満たす限りにおいては、高齢者等であっても支障はないが、特に70歳以上の者については、活動力等の面から十分に適格性を判断すること。

(3) その他の留意事項

少年指導委員の委嘱に当たっては、少年指導委員制度の趣旨にかんがみ、上記(2)のほか、次の諸点にも留意すること。

ア 風俗営業の営業者等

現に風俗営業及び性風俗関連特殊営業等の営業者である者については、慎重かつ厳密な審査を行うこと。

なお、法第4条第1項第1号から第7号までに掲げる風俗営業者の欠格事由に該当する者及び未成年者については、選考対象から除外すること。

イ 活動に実効が期待できない者

たとえば、多くの職を兼ねていて、少年指導委員としての活動を期待できない者等については、慎重な審査を行うこと。また、委嘱後の活動に熱意が見られないなど実効が上がらない者については、再委嘱の際に慎重な審査を行うこと。

4 委嘱手続

(1) 推薦

警察署長（以下「署長」という。）は、前記3の要件を満たした適任者を少年指導委員推薦（上申）書（別記様式第1号）により、警察本部長（以下「本部長」という。）に推薦するものとする。

(2) 審査及び委嘱

ア 本部長は、署長から推薦のあった者の資格要件について審査し、これを満たしている場合は、少年指導委員に委嘱するものとする。

イ 少年指導委員の委嘱は、委嘱状（別記様式第2号）、少年指導委員証（別記様式第3号）及び少年指導委員記章（別記様式第4号）を交付して行う。

5 関係住民への周知（規則第2条第2項）

(1) 少年指導委員を委嘱した場合は、県警ホームページに掲載することにより、少年指導委員の氏名、連絡先及び活動区域を関係住民に周知するものとする。

(2) 署長は、警察署の掲示板への掲示、ミニ広報誌への掲載等適当な方法により周知に努めること。

(3) 前記(1)又は(2)の規定による周知を行う場合は、少年指導委員の連絡先について、少年指導委員の活動区域を管轄する警察署の生活安全課の電話番号とすることができる。

6 任期（規則第3条）

(1) 少年指導委員の任期は、2年であり、再任することもできる。ただし、途中解嘱に伴う補欠の少年指導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(2) 前記3から5までの規定は、少年指導委員の再任について準用する。この場合において、少年指導委員証及び少年指導委員記章は、継続使用するものとする。

(3) 少年指導委員は、任期を満了し、再任されない場合は、少年指導委員証及び少年指導委員記章を返納すること。

第2 職務（法第38条第2項・規則第4条関係）

法第38条第2項各号及び規則第4条各号に掲げる職務の具体的な内容は、次のものが挙げられるが、いずれも、強制にわたる行為を行う権限ではないことに留意すること。

1 少年の補導（法第38条第2項第1号）

(1) 次の行為を行っている少年に対し、当該行為をやめるよう指導すること。

ア 20歳未満の少年の飲酒行為又は喫煙行為

イ 18歳未満の少年の風俗営業等の営業所等への出入り行為又ははいかい行為

ウ その他少年の健全な育成の観点から支障があると認められる行為

(2) 前記(1)に規定する行為を行っている少年に対し、当該行為が少年の健全な育成に障害を及ぼすものであることを説示すること。

(3) 前記(1)に規定する行為を行っている少年の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該少年を現に監護するものをいう。）又はこれに代わるべき者（以下「保護者等」という。）に対し、少年の健全な育成に資するために必要な連絡をすること。

(4) 前記(1)に規定する行為を行っている少年が18歳未満であって、保護者がいない場合又は保護者に監護させることが不相当であると認める場合は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の規定による通告を行うこと。

2 風俗営業を営む者等に対する助言（法第38条第2項第2号）

(1) 風俗営業を営む者等に対し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止に係る法の規定を教示すること。

(2) 風俗営業を営む者等に対し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止に係る法の規定を遵守するために講ずべき措置を促すこと。

3 被害を受けた少年に対する援助（法第38条第2項第3号）

(1) 被害を受けた少年に対し、再び被害を受けることを防止するために助言し、又は指導すること。

(2) 被害を受けた少年の保護者等に対し、当該少年が再び被害を受けることを防止するために必要な連絡をすること。

(3) 被害を受けた少年又はその保護者等に対し、当該少年を支援することができる機関又は団体等を紹介すること。

(4) 被害を受けた少年が18歳未満であって、保護者がいない場合又は保護者に監護させることが不相当であると認める場合は、児童福祉法第25条の規定により通告を行うこと。

4 地方公共団体の施策等への協力（法第38条第2項第4号）

(1) 少年の健全な育成に資するための地方公共団体の施策及び民間団体の活動に参加すること。

(2) 少年の健全な育成に資するための地方公共団体の施策及び民間団体の活動に参加の意志を有する者を募ること。

5 少年相談（規則第4条第1号）

風俗営業及び性風俗関連特殊営業等に関して、少年の健全な育成に係る事項について、少年又は保護者等からの相談があった場合は、相談者に対して必要な助言及び指導その他の援助を行うこと。

6 広報啓発活動（規則第4条第2号）

(1) 繁華街等における有害環境浄化、不良行為少年への声掛けキャンペーン等を行うなど少年の健全な育成に関する住民運動の盛り上げを図る活動に努めること。

(2) 少年をめぐる具体的な状況を踏まえつつ、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、又は少年の健全な育成に資する事項について広く住民に周知させるこ

と。

第3 活動に関する一般的留意事項（法第38条第1項—第4項・第51条・規則第1条・第5条・第6条関係）

1 心構え（規則第1条）

- (1) 少年指導委員は、少年の人格を尊重し、かつ、少年の健全な育成を期する精神を持ってその職務を遂行しなければならない。
- (2) 少年指導委員は、常に、人格識見の向上に努め、関係者から尊敬と信頼を得られるように心掛けるほか、職務の遂行に必要な知識及び技能の修得に努めること。

2 守秘義務（法第38条第3項・第51条）

(1) 考え方

少年指導委員は、公安委員会の指示を受けて風俗営業の営業所等に立入りを行うが、これに関して、立入りの実施時期、立入り先の営業所の従業者の氏名等といった秘密を知り得ることとなる。また、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為により被害を受けた少年に対して、助言、指導その他の援助を行うこととしているが、その過程で、被害少年又は加害者の氏名又は連絡先といった秘密を取り扱う機会が増加することとなる。そこで、守秘義務を罰則で担保することによって、少年指導委員の活動上の秘密保持に対する慎重さを期し、一般からの信頼感を高めることを目的としている。

(2) 秘密を守るべき事項

ア 法第38条第3項に規定する秘密については、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第100条等に規定する秘密と同義であり、判例によれば、同法の秘密について、非公知の事実であって、実質的にもそれを保護するに値するものをいうものとされている。

イ 少年指導委員に関しては、たとえば、補導をした少年の氏名、無店舗型性風俗関連特殊営業（デリバリーヘルス等）で働かされていた年少者の氏名、立入り先の営業所等の名称やその従業者の氏名等が秘密に当たり得るが、どのような状況が守秘義務違反となるのかについては、個別具体的な事案に応じて判断されるべきものである。

ウ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第119号）の施行日前に知り得た秘密を同法の施行日後に漏らす行為については、同法の施行日後に少年指導委員の身分を保有する者は罰則の対象となる一方、同法の施行日前に少年指導委員を退任し、又は解嘱して身分を失っている者は、守秘義務違反及び罰則の対象とはならないことに留意すること。

3 身分等（法第38条第4項）

- (1) 少年指導委員は、その委嘱、職務等について法令に根拠を有するボランティアで、公安委員会から委嘱される特別職の非常勤地方公務員である。
- (2) 名誉職であるため、生活費としての俸給又は給料を受けない。

4 活動上の注意（規則第5条）

- (1) 少年指導委員は、その活動を行うに当たっては、関係者の正当な権利及び自由を害することのないように留意すること。

(2) 少年指導委員は、個々の活動においても、威圧的な言動や態度を避け、関係者の年齢、性別、立場等に応じた親しみのある言葉を用いること。

5 風俗環境浄化協会の協力（規則第6条）

(1) 少年指導委員は、平素から群馬県風俗環境浄化協会等の関係機関や団体と連絡を密にし、少年を取り巻く有害環境の実態把握に努めること。

(2) 少年指導委員は、その職務遂行に当たっては、これらの関係機関、団体の協力を得つつ効果的な活動となるように努めること。

6 その他（法第38条第1項・第2項）

(1) 公務性の確保

ア 少年指導委員の活動に関しては、公務性を可能な限り明らかにする必要があることから、身分を示す証明書、腕章等を関係者に提示することが必要である。ただし、法第38条の2第4項に規定する身分を示す証明書については、その趣旨に照らし、立入り以外の活動に使用することはできないことに留意すること。

イ 少年指導委員は、少年指導委員の活動以外に一般のボランティアとして何らかの活動を行うことは自由である。しかし、これらの活動は、少年指導委員としての活動とはいえないことから、当該活動において事故があった場合は、少年指導委員の公務災害としての補償には当たらないと考えること。また、これらの活動によって第三者に損害を与えたような場合にも国家賠償法（昭和22年法律第125号）の適用がないことに留意すること。

(2) 活動の記録・報告

少年指導委員は、活動内容を少年指導委員活動記録表（別記様式第5号）に記録し、速やかに活動区域を管轄する署長に報告又は連絡するものとする。この場合において、活動内容の記録については、おおむね次のとおりである。

ア 少年の補導

補導の実施状況（活動回数及び対象人数）

イ 風俗営業を営む者等に対する助言

助言の実施状況（実施方法、実施回数及び対象営業所数）

ウ 被害を受けた少年に対する援助

援助の状況（実施方法、実施回数及び対象人数）

エ 地方公共団体の施策等への協力

協力の状況（活動種類別の参加回数）

オ 少年相談

少年相談の受理状況（受理件数、内容、結果、性別、学職別及び年齢別）

カ 広報啓発活動

広報啓発活動の実施状況（実施方法及び実施回数）

(3) 署長は、少年指導委員から前記(2)の規定により活動内容の報告又は連絡があった場合は、少年指導委員活動状況報告書（別記様式第6号）に記録して取りまとめ、翌月5日までに生活安全部少年課長を経由して本部長に報告するものとする。

第4 研修（法第38条第5項・規則第7条関係）

1 考え方（法第38条第5項）

研修は、少年指導委員の職務が適正かつ効果的に行われるようにするため、必要な知識及び技術を修得させるとともに、所要の指導を行うものとする。

2 実施基準（規則第7条）

研修は、法及び規則の趣旨を踏まえ、少年指導委員に対する研修の実施基準（別表）を参考に実施するものとする。

第5 解嘱（法第38条第6項・規則第8条関係）

1 解嘱事由（法第38条第6項）

法第38条第6項各号に規定する少年指導委員の解嘱要件については、次のとおりである。

(1) 法第38条第1項各号のいずれかの要件を欠くに至った場合

第1の3の(2)に規定する要件の判断を参照すること。

(2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠った場合

少年指導委員が正当な理由がなく、法若しくは規則に規定する職務上の義務に違反し、又は法第38条第2項各号に規定する職務を行わない場合をいう。

(3) 少年指導委員たるにふさわしくない非行のあった場合

少年指導委員としてふさわしくない刑罰法令に違反する行為、反道徳的行為又は反社会的行為があった場合をいう。

2 解嘱手続（規則第8条）

(1) 解嘱上申

署長は、少年指導委員が解嘱事由のいずれかに該当すると認める場合は、少年指導委員解嘱上申書（別記様式第7号）により、速やかに、本部長に上申するものとする。

(2) 弁明の機会

ア 前記(1)の規定による解嘱上申に係る少年指導委員に対しては、弁明の機会を与えるため、解嘱の理由等に係る弁明を聴く期日及び場所について、期日前2週間程度の期間を置いて通知すること。

イ 前記(1)の規定による解嘱上申に係る少年指導委員の弁明を聴いた場合は、必要により弁明調書（少年指導委員）（別記様式第8号）を作成して公安委員会に報告すること。

ウ 前記(1)の規定による解嘱上申に係る少年指導委員の所在が不明であるため、前記アの規定による通知をすることができない場合又は弁明の機会を与えるための通知をしたにもかかわらず正当な理由がなく期日までに弁明を行わない場合は、弁明を聴かないで解嘱することができる。

(3) 解嘱通知

公安委員会が、少年指導委員を解嘱することを決定した場合は、解嘱通知書（別記様式第9号）により、署長を経由して本人に通知するものとする。ただし、当該少年指導委員の所在が不明であるため直接通知をすることができないときは、同居の者や親族への通知で足りるものとする。

(4) 少年指導委員証等の返納

少年指導委員は、解嘱された場合は、少年指導委員証及び少年指導委員記章を返

納すること。

第6 立入り（法第38条の2・第53条第7号・規則第9条関係）

1 考え方（法第38条の2）

- (1) 法第38条の2第1項の規定による少年指導委員の立入りは、公安委員会が少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認める場合に、法律の施行に必要な限度において行わせることができるものである。
- (2) 法第38条の2第1項に規定する少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、第6の2の(4)のウのとおりであるが、具体的には、少年の健全育成のための施策を推進するために立入りをして少年の健全育成に障害を及ぼす行為を防止する場合等がこれに当たる。
- (3) 法第38条の2第1項に規定するこの法律の施行に必要な限度においてとは、法第37条第2項の規定による警察職員の立入りと同様に、公安委員会として、行政上の指導及び監督のため必要な場合において、法の目的の範囲内で必要最小限で行わなければならないことをいう。したがって、たとえば、経営状態の把握のために会計帳簿、経理書類等の提出を求めること、保健衛生上の見地から調理場の検査を行うこと等は、認められない。
- (4) 法第38条の2第2項の規定による指示は、あらかじめ法第38条第5項に規定する研修を受講し、風俗営業の営業所等への立入りを適正に実施するために必要な知識及び技能を修得した少年指導委員に対して行うものである。

2 立入りの指示（法第38条の2第2項、規則第9条第1項）

(1) 指示の趣旨

公安委員会の指示の下で立入りを実施するという趣旨は、本来、少年指導委員がボランティアであること、日頃、関係法令に精通する機会が少ないこと等から風俗営業の営業所等への立入りを適正かつ効果的に行うため、立入りの必要性、対象となる営業所、実施する期間等については、公安委員会の判断が必要であるということである。

(2) 立入指示の形式

署長は、管内の実情に応じた立入り実施計画を策定した上、少年指導委員に少年指導委員に対する立入り指示書（別記様式第10号）を交付して、立入指示を行うものとする。

(3) 指示を行う時期

- ア 法においては、指示の時期は示されていないため、立入りの前に行えば足りる。
- イ 一斉街頭補導活動等の実施に当たって立入りを行う場合は、当該一斉街頭補導活動等に先立ち警察署等に少年指導委員が集合した際に指示するのが指示の趣旨の徹底の観点から望ましい方法であると考えられる。

(4) 指示の内容

指示は、立入りの場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとされており、具体的には、次のとおりである。

ア 立入りを実施すべき場所

- (ア) 法第37条第2項各号に掲げる場所のいずれであるかの別

立入りを行うべき営業の種別を明らかにすれば足りることから、風俗営業であってもすべての種別を示す必要はなく、たとえば、「マージャン店、パチンコ店その他の法第2条第1項第7号に掲げる営業」、「ゲームセンターその他の法第2条第1項第8号に掲げる営業」等とすることも可能である。

(イ) 立入りを実施すべき地域

a 立入りの地域としては、少年指導委員の活動区域内のいずれか又は活動区域内全域を指定すれば足りるが、地域の特定制としては、次のいずれかの方法により行うことが考えられる。

(a) 活動区域内における法第37条第2項各号に掲げる営業すべてを指定
(例：・・・町地内にある風俗営業の営業所及び店舗型性風俗特殊営業の営業所)

(b) 活動区域内における対象となる営業種別を指定 (例：・・・町地内にある法第2条第1項第8号営業の営業所)

b 対象となる地域における営業所等の状況を踏まえ、あらかじめ危険、トラブル等が予想される営業所等には少年指導委員のみでの立入りをさせないように留意し、違反の風評があるなど特に立入りを実施する必要がある具体的な状況が判明している場合には少年指導委員に立入りをさせるのではなく、警察職員が立入りをを行うのが適当であると考えられる。

イ 立入りを実施すべき期日又は期間

(ア) 少年指導委員については、その自発的な活動に期待して委嘱するものであり、本来、ボランティアであるという性質にかんがみれば、活動の詳細にわたって指示を行ったり、何時から何時までといった厳格な活動時間を一方的に定めることは、制度の趣旨に照らし望ましくない。一方、少年指導委員の立入りは、公安委員会が少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときに行わせることができるものであり、公安委員会の指示は、当該立入りの適正かつ効果的な実施のために行われるものであるため、実施すべき期日又は期間を示すことが必要となる。

(イ) 公安委員会が期間を指示する場合は、次のように、過度に長期にならない範囲で示す必要がある。

a 青少年の非行問題に取り組む全国強調月間等少年の健全育成に関する施策を推進している期間

b 公安委員会が立入りを必要と認める特定の日 (地域における祭礼の日、地域における環境浄化活動の日、特定の曜日等)

c 少年指導委員から自主的な立入活動の申出があり、これを相当と認める場合は、当該立入活動を行う特定の期間 (ただし、1箇月以上の自主的な活動の期間は、立入りの適正な実施のための指示という趣旨に照らせば長期に過ぎ、当該期間内に上記 (ア) のような事情のない限り、1週間程度が限度であると考えられる。)

ウ 立入りを実施するに当たっての留意事項

(ア) 風俗営業の営業所等への立入りについては、少年指導委員を単独で行わせ

ることは通常困難であると考えられるため、警察職員の同行又は複数の少年指導委員により行うものとする。

- (イ) 警察職員と共に立入ることを指示する場合は、警察職員は公安委員会から個別具体的な指示を受ける立場にないことから、その氏名まで示すのは適当ではないと考えられる。
- (ウ) 無用のトラブルを避けるため、たとえば、立入り実施時の心構え及び配慮事項として、次のような留意事項を示すことが考えられる。
 - a 営業者の負担を考慮し、その理解と協力を求めて行うこと。
 - b 基本的に営業時間内に立入りを実施すること。
 - c 調査の必要上質問を行う場合は、原則として、営業者、従業者等営業者側の者に対するものに限ること。ただし、客が未成年者であり、かつ、補導又は援助を行う必要があるときは、当該客に限り行うことができる。

3 立入りの実施（法第 38 条の 2 第 1 項・第 4 項・第 53 条第 7 号）

(1) 立入りの実施事項

少年指導委員の立入りは、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときに公安委員会が行わせるものであり、その観点から次のことを行う。

ア 視察

次の点について視察を行うものとする。

- (ア) 18 歳未満の者が風俗営業の営業所に立ち入ってはならない旨を営業所の入口に表示しているか（法第 18 条）
- (イ) 風俗営業（ゲームセンターを除く。）の営業所で、18 歳未満の者を雇用したり、客として立ち入らせたりしていないか（法第 22 条第 4 号・第 5 号）
- (ウ) ゲームセンターで、午後 10 時を超えて 18 歳未満の者を客として立ち入らせたりしていないか（法第 22 条第 5 号）。また、群馬県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和 34 年群馬県条例第 7 号）で午後 6 時を超えて 16 歳未満の者を客として立ち入らせたりしていないか
- (エ) 飲食店営業の営業所で、深夜、18 歳未満の者を客に接する業務に従事させたり、客として立ち入らせていないか（法第 32 条第 3 項により準用する第 22 条第 4 号・第 5 号）
- (オ) 風俗営業又は飲食店営業の営業所で、未成年者に酒又はたばこを提供していないか（法第 22 条第 6 号）
- (カ) 店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の営業所又は派遣型ファッションヘルス（法第 2 条第 7 項第 1 号の営業）の受付所で、18 歳未満の者を客に接する業務に従事させていないか。また、18 歳未満の者を客として立ち入らせたり、未成年者に酒又はたばこを提供していないか（法第 28 条第 12 項第 3 号—第 5 号・第 31 条の 3 第 3 項・第 31 条の 13 第 2 項第 2 号・第 3 号・第 5 号・第 6 号）

イ 質問

立入りの目的を達成するため必要がある場合は、関係者に質問すること。ただ

し、客に対する質問は、客が少年であると判明し、かつ、当該少年を補導し、又は援助する必要があると認められるときに限り行うこと。

ウ その他

(ア) 少年指導委員は、補導対象となる少年又は援助すべき少年を発見した場合は、補導・援助を行うこと。

(イ) 少年指導委員は、必要に応じ、営業者等に対して法の規定の教示又は遵守のための措置の助言を行うこと。

(2) 立入りの際に法令違反を発見した場合の措置

少年指導委員は、法令違反に対して行政処分を行うなどの権限は有しておらず、また、警察職員と異なり、そのような活動は期待されていないため、直ちに、所轄の警察署に連絡すること。

(3) 立入りを拒否された場合等の対応

立入りを拒否された場合等は、強いて立ち入ることのないようにするとともに、所轄の警察署に連絡すること。

4 立入りの報告（法第 38 条の 2 第 3 項・規則第 9 条第 2 項）

(1) 報告の趣旨

立入りの結果を公安委員会に報告させる趣旨は、少年指導委員による立入りの実施状況を公安委員会が掌握するとともに、公安委員会が風俗営業等の実態を把握するためである。

(2) 報告の形式

法第 38 条の 2 第 3 項の規定による報告は、少年指導委員立入り実施結果報告書（別記様式第 11 号）により行うものとする。この場合において、複数の少年指導委員により立入りを実施したときは、連名で報告書を作成し、署長を経由して公安委員会に報告するものとする。

(3) 報告を行う時期

前記(2)の規定による報告は、立入り実施後又は規則第 9 条第 1 項第 2 号に規定する立入りを実施すべき期間の終了後、速やかに行うこと。

(4) 報告の内容

報告の具体的な事項は、次のとおりである。

ア 立入りを実施した場所

(ア) 法第 37 条第 2 項各号に掲げる場所のいずれであるかの別

(イ) 立入りを実施した営業所の名称及び所在地

イ 立入りを実施した日時

ウ 立入りを実施した結果

立入りにより確認した事項、立入りの現場において講じた法第 38 条第 2 項第 1 号から第 3 号までの措置の内容等

エ その他参考となるべき事項

営業所等の雰囲気、立入りに立ち会った者の氏名（立ち会った者の人定については、判明した範囲で差し支えなく、強いて人定を聞き出す必要はない。）、対応状況等

5 立入りをする少年指導委員の身分を示す証明書（法第 38 条の 2 第 4 項・規則第 9 条第 3 項）

- (1) 風俗営業の営業所等へ立入りをする少年指導委員は、法第 38 条の 2 第 4 項に規定するその身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- (2) 身分証明書については、立入り以外の活動のために使用することのないよう、個々の少年指導委員に対して立入指示書を交付する際、当該証明書を交付し、終了後、報告書とともに返納するなどの方法をとるものとする。

別表及び別記様式省略